

副本

平成28年（行ウ）第84号
大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件
原告 光城 敏雄 外4名
被告 大東市水道事業管理者職務代理者



平成29年10月24日

準備書面（7）

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市

(主任) 弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告は、以下のとおり弁論を準備する。

記

第1 本件入札（平成25年10月2日付入札）の競争性・公平性・透明性と本件随意契約の正当性について

本件入札には、本件「建築付帯設備工事」（乙17参照）が対象外工事として実施されたことは、入札参加予定者が本件入札公告時に公表されている設計図書（乙6）等を購入してこれを元に入札額を積算している（乙38）、充分承知しているところであり、競争性・公平性・透明性は問題とならない。問題は平成25年9月25日、被告が本件入札に本件「建築付帯設備工事」が脱漏していることを知った後、同入札を中止せず続行した点である。この点、①本件「建築付帯設備工事」が主要な部分ではなく、その概算額が400万円～500万円と予想され、入札予定価格の2.6ないし3.3%に過ぎないこと、②本件入札の落札者が決定した後、本件「建築付帯設備工事」を随意契約として締結することは（契約形式は甲4の工事請負契約の変更。乙10）、「大阪府随意契約ガイド

ライン」(乙39)に、既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になり障害が生じるおそれのある設備・機器等の増設、改良(改修)、補修(修繕)等々の工事が随意契約の一例として掲げられていること、③競争入札による煩雑、経費の増加抑制、相手方の決定が長期化することの回避等々から競争入札にすることが必ずしも有利になるとは限らないこと、などから本件入札を続行したことは相当な理由があり違法ではない。なお、仮に随意契約の制限に関する法令に違反して締結された違法な契約であっても、当然に無効になるものではなく、随意契約の許される場合として自治令に掲げる「いずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合」のように、当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える自治法及び自治令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になると解するのが相当である」とするのが最高裁判所の昭和62年5月19日の判例である(民集41巻4号687頁)、これは相手方の保護、すなわち、相手方は、当該随意契約がいずれの事由に該当するとしてなされるのか必ずしも明らかでないこと、該当するか否かが必ずしも客観的一義的に明白とは言えないものも含まれており、契約担当者がその随意契約の事由に該当すると判断するに至った事情も契約の相手方において常に知り得るものとはいえないためであり、本件変更契約もその意味で違法ではないことを補足しておきたい。

第2 本件入札による工事請負契約(甲2)に関する工期変更契約(乙14. 以下、本件工期変更契約)について

1 原告は、本件工期変更契約及び乙10の変更契約は本件入札と一体として実施されるべきものであるのを除外して締結された違法なものであり、大東市水道事業は、これにより談合あるいは乙10・乙14の随意契約でなければ形成されたであろう代金と契約金額との差額2541万2832円の範囲で契約の相手方三住建設及び松本剛に対し違法確認及び損害賠償請求を被告に求める。

2 本件工期変更契約の締結日は平成26年11月14日であり、前記違法確認及び損害賠償請求について本件監査請求がされたのは平成28年1月8日で上記契約締結日から1年経過したのが平成27年11月14日後であり、地方自治法242条2項但し書きの「正当理由」も認められないことは被告準備書面(6)における主張と同様である。

以上